

第一百七十四回

参議院文教科学委員会議録第九号

平成二十二年四月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

塚田一郎君

四月十六日

辞任

川崎稔君

平山誠君

補欠選任

北川イッセイ君

出席者は左のとおり。

委員長

水落敏栄君

理事

加藤敏幸君

水岡俊一君
蓮舫君
橋本聖子君
義家弘介君

○

水落敏栄君

○

委員長

紹介議員 井上 哲士君
国民は、どの子にも十分な教育を求めている

が、家計にとって教育費の負担は重荷となつてい

る。経済協力開発機構(OECD)のデータでは、

二〇〇六年の日本の教育予算は、国内総生産(GDP)に占める割合は三・三%と、下から二番目である一方、教育支出に占める私費負担の割合は三・三%で、韓国に次いで高い水準であった。

その割合は、大学など高等教育(五一・四%)が突出し、授業料が高く、奨学金などの学生支援が比較的整備されていない国に分類された。一刻も早く、教育予算の水準を先進国の平均であるGDP比五%以上に引き上げ、充実した教育環境を実現することが求められている。日本は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権A規約第一三条二項(b) (c)に定めている中等・高等教育への無償教育の漸進的な導入を留保し、国内にこの規定を適用していない。規約を批准している一六〇か国中、留保しているのは、日本とマダガスカルの二か国だけで、この規定留保を撤回し高校・大学を含めた無償教育実現が必要である。また、義務教育においても、憲法に定める義務教育は無償の実態は授業料を徴収しないのみであり、教材費や制服・給食費など教育にかかる経費負担は多く、各地で未納・滞納問題が顕在化しており、教職員の本来の教育活動へ支障が生じるとともに、子供たちへの心理的影響は計り知れない。については、次の措置を探られたい。

一、国際人権規約第一三条の留保を直ちに撤回し、中等教育・高等教育の漸進的無償化のための具体的措置を探ること。

二、私立高等学校の受験料・入学金・空調使用料などの徴収を廃止し、高校設置自治体に対し、国庫負担により必要額を措置すること。

三、私立高等学校生徒の授業料への助成を増額し、無償化を実現すること。

四、給付制奨学金を創設し、経済的理由で学業を断念することのないようすること。

五、小・中学校教育予算を増額し、給食費・教材費などの保護者負担を解消するとともに就学援助制度の拡充を図ること。

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七二三号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

請願者 大阪府富田林市桜井町一ノ一二ノ

一ノ一〇一 福元沙知 外六百九十九名

十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七〇八号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二〇九号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二一〇号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二一一号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 群馬県前橋市北代田町七二六ノ一

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二一二号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 大門 実紀史君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二一三号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七二一四号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七二一五号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 神戸市西区学園西町一ノ三ノ六

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七二一六号 平成二十二年四月二日受理
無償教育の実現に関する請願

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七五二号 平成二十二年四月六日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めるに関する請願

紹介議員 大門 実紀史君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七五一号 平成二十二年四月六日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めるに関する請願

紹介議員 吉田 敦之 外六千六百四十九名

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七三八号 平成二十二年四月二日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

紹介議員 山口県下関市幡生宮の下町一五ノ

百二十二名

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第七三九号 平成二十二年四月二日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

紹介議員 岡田 美智子 外二万二千七

百二十二名

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第七四五号 平成二十二年四月六日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めるに関する請願

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第七四〇号 平成二十二年四月五日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めるに関する請願

紹介議員 京都府京丹後市峰山町杉谷一四九

ノ三 坪倉明子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七四一号 平成二十二年四月六日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求めるに関する請願

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第七四二号 平成二十二年四月六日受理
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

紹介議員 神戸市西区学園西町四ノ七ノ五

桑村直樹 外六千六百五十二名

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七四三号 平成二十二年四月六日受理
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七四四号 平成二十二年四月六日受理
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

紹介議員 川本理恵 外六百九十九名

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第七四五号 平成二十二年四月六日受理
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

紹介議員 久宝唯史 外六千六百四十九

名

この請願の趣旨は、第七〇七号と同じである。

第一條中「及び放射性同位元素」の下に「又は放射線発生装置から発生した放射線」を「汚染された物」の下に「(以下「放射性汚染物」という。)」を加える。

第三条第二項第七号中「放射性同位元素によつて

録について準用する。この場合において、これらの規定(第四十一条第二項第三号を除く。)中「設計認証員」とあるのは濃度確認員と、「設計認証等のための審査」とあるのは濃度確認と、「主任設計認証員」とあるのは主任濃度確認員と、「設計認証業務」とあるのは濃度確認業務と、「登録認証機関」とあるのは登録濃度確認機関と、「設計認証業務規程」とあるのは濃度確認業務規程と、「設計認証員等」とあるのは濃度確認員等と、「登録簿」と同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十五に規定する濃度確認業務(以下単に「濃度確認業務」という。)」と、「第四十二条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的説替えは、政令で定める。

第四十二条第二項中「登録埋設確認機関」の下に「登録濃度確認機関」を加える。

「第四十三条の二第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第四十三条の三第一項中「登録埋設確認機関」の下に「登録濃度確認機関」を加える。

第四十四条第二項中「第四十一条の二十八、第四十五条の二第一号中「第十九条の二第二項」の下に「第三十三条の二第二項」を加え、「規定による」を削り、同条第四号中「第四十二条の二十八、第四十二条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十、第四十二条の三第一項」を加え、「規定による」を削り、同条第四号中「第四十二条の二十八、第四十二条の三十二及び第四十一条の三十九」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十、第四十二条の三第一項」に改める。

第四十五条第一項中「登録埋設確認機関」の下に「登録濃度確認機関」を加える。

め、同条第五号中「第四十二条」を「第四十二条」の二十八及び三十九の三十二を「第四十二条」の二十六、第四十二条の三十三及び第四十二条の三十四に改め、「規定による」を削り、同条第六号中「第四十二条」の二十八、第四十二条の三十二及び第四十二条の三十九を「第四十二条」の二十六、第四十二条の三十、第四十二条の三十四及び第四十二条の四十に改め、同条第七号中「第四十二条」の二十八、第四十二条の三十二及び第四十二条の三十八を「第四十二条」の三十一、第四十二条の三十二、第四十二条の三十九に改め、「埋設確認業務」を加え、同条第八号中「第四十二条」の三十七を「第四十二条」の三十九に改める。

第四十七条第一項中「より届出を受理した」を「よる届出があつた」に改め、同条第二項中「より届出を受理した」を「よる届出若しくは第二十八条第五項の規定による報告があつた」に改め、同項ただし書中第三条の三の下に「規定による」を加え、「届出で」を「規定による届出若しくは第二十八条第五項の規定による報告で」に、「を受理した」を「があつた」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(環境大臣との関係)

第四十八条の二 環境大臣は、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第四項において同じ。)の適正な処理を確保するため特に必要があると認められるときは、第三十三条の二第二項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣に意見を述べることができる。

2 文部科学大臣は、濃度確認をし、又は第三十三条の二第二項の認可をしたときは、遲滞なく、その旨を文部科学大臣を経由して環境大臣に連絡しなければならない。

3 登録濃度確認機関は、濃度確認をしたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に対し、濃度確

認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるもの処理の問題に付する。第十九条第一項中「登録埋設確認機関の行うものを除く。」の下に「濃度確認登録濃度確認機関の行うものを除く。」、第三十三条の二第二項「放射性汚染物」を「放射性汚染物」に改める。

第五十二条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第十四条、第五十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項第一十五項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定による命令に違反した者

七 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反した者

第五十二条に次の二号を加える。

十一 第四十二条第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第四十三条の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十三条第一号中「第四十二条の二十八及び第四十二条の三十二」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十及び第四十二条の三十四」に改め、同条第二号中「第四十二条の二十八、第四十二条の三十二及び第四十二条の四十」に改める。

第五十四条中「五十万円」を「三百万円」に改め、

同条第六号を削り、同条第七号中「含む。」又は「を含む。」若しくは「に、「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を削る。

第五十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第十号中「同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同条第十三号中「第四十三条の二第一項」の下に「(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第四十二条第一項」の下に「(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第二十八条第二項又は第四項の規定に違反して同条第一項の措置を講じた者

十三 第二十八条第五項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十六条第一号中「第四十二条の二十八及び第四十二条の三十二」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十及び第四十二条の三十四」に改め、「埋設確認業務」の下に「濃度確認業務」を加え、同条第二号中「第四十二条の二十八、第四十二条の三十二及び第四十二条の三十八」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十、第四十二条の三十四及び第四十二条の四十」に改め、同条第三号中「第四十二条の三十七」を「第四十二条の三十九」に改める。

第五十八条中「第四十二条の二十八、第四十二条の三十二及び第四十二条の三十八」を「第四十二条の二十六、第四十二条の三十、第四十二条の三十四及び第四十二条の四十」に改める。

別表第一中「第四十二条の二十六」を「第四十二条の二十八」に改め、同表第一種放射線取扱主任者試験の項中「放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置」を「放射線発生装置並

平成二十二年四月二十八日印刷

平成二十二年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

D